

宮 運 整 第 1 7 3 号
宮 運 輸 第 6 4 号
令 和 3 年 6 月 1 4 日

公益社団法人宮城県トラック協会会長 殿

東北運輸局宮城輸支局長



事業用自動車の運転者による飲酒運転の防止の徹底について

標記について、令和3年6月11日付け東自監第44号、東自保第33号により、東北運輸局自動車交通部長及び自動車技術安全部長から別紙のとおり通達がありましたので、了知されるとともに、貴会傘下会員に対し、下記について周知徹底をお願いします。

記

1. 運転者に対する指導監督の徹底について

- (1) 飲酒運転の危険性を理解させるため、アルコールが運転に及ぼす影響やアルコール依存症の危険性について、計画的かつ継続的に教育を実施すること。
- (2) 運転者の健康診断、適性診断結果をもとに個人面談等を行い、特に飲酒習慣のある運転者に対しては、飲酒実態を把握したうえで適切な指導や改善等に取り組むこと。

2. 点呼の厳正な実施について

- (1) 帰庫時の点呼の実施にあたっては、アルコール検知器を使用した確認のほか、運転者の状態を目視等で確認して、乗務中における飲酒の有無の確認を強化すること。
- (2) 遠隔地における点呼では、適切な時期に点呼を執行し、アルコール検知器の使用を徹底する等、休息中の飲酒により飲酒運転を招かない管理体制や手法を構築すること。

